

会議録

会議の名称	令和5年度第2回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	令和5年7月26日（水） 午後6時00分から午後7時15分まで
開催場所	西東京商工会会議室
出席者	<p>清水 晋 委員長 高橋 泰彦 副委員長 指田 泰弘 委員 鍋村 和宏 委員 村山 浩宜 委員 松岡 佑和 委員（オンライン出席）</p> <p>[事務局] 後藤 幸男 産業振興課長 菅野 浩一郎 産業振興課商工係長 松本 浩己 産業振興課商工係主事</p>
議題	<p>(1) 経済状況及び動向等について (2) 今後の融資あっせん制度のあり方について</p>
会議資料の名称	<p>資料1 経済状況及び動向等資料 資料2 融資あっせん制度事業等の実績 資料3 物価高騰等対策融資あっせん制度の検討について（案） 【参考】他自治体の物価高騰等対策融資制度</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

(開会前に、人事異動等に伴う挨拶と、各委員の紹介、事務局の紹介を行う。)

1 開会

委員長：

定足数に達しているため、会議を開会する。
傍聴者の確認をする。

事務局：

いません。

委員長：

本日の会議資料について、事務局から確認をお願いする。

2 議題

(1) 経済状況及び動向等について

事務局：(資料1に基づき説明)

【資料1：現在の経済状況や経済動向】の説明をする。「1：月例経済報告及び地域経済動向等の概況」について、国の経済動向として、総じて持ち直しから回復傾向ではあるが、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要がある。

続いて、「2：東京都内の中小企業の景況」について、業況は回復傾向にあり、概ね全国的な動向と同様になっている。

続いて、「3：都内、多摩地域及び西東京市内における中小企業の倒産件数」について、都内、多摩地域及び西東京市内における4月、5月、6月の倒産件数において、概ね前年同月増となっている。

委員長：

各委員から意見、質問を求める。

A委員：

売上は増加しているものの原材料費等のコスト増加により利益率が悪化している事業者が多いと認識している。その中で、キャッシュフロー改善のため制度融資が充実することは事業者にとってメリットがある。この先も苦しい状況が続く見込みであるため、金融支援以外にも収益改善の支援も必要だと考えている。

B委員：

売上については徐々に回復している。一方、利益率を課題としている事業者も多く厳しい状況が続いている。民間ゼロゼロ融資の利払い開始のタイミングがピークに達しており注意が必要である。コロナ禍により、海外とのつながりが途切れた事業者が国内でのマッチングを求める相談が増えており、融資以外にも幅広い事業者支援が必要だと考える。

C委員：

製造業では、価格転嫁が進み利益率は改善してきている一方、業界により差が出てきている状況である。商業部門では、都心部に近いほど売り上げが回復傾向にあると感じる。

D委員：

月例経済報告等を見ても全体的に回復傾向ではあることがわかるが、これまでがマイナスの状況であり、元のベースが悪いことも要因と考えられる。一部苦しい事業者もいるため、新たな支援策は必要だと考える。

副委員長：

倒産件数が増えてきている要因について、各委員の意見を求める。

C委員：

お金が回らない事業者が増えてきていることが要因だと考える。

B委員：

物価高騰等により、売上以上に支出が増加していることにより黒字になっていないことが要因だと考える。コロナ融資の返済が始まっているので、その負担が難しいのではないかと感じる。物価・賃金などの支出が高騰していることも要因と考える。

A委員：

コロナ融資の返済が徐々に始まってきていることや人件費の高騰等による資金繰りが悪化していることが要因だと考える。

委員長：

売上は回復してきているものの諸経費の高騰により事業者への影響が出てきているため、利益回復の支援が必要だと考える。

(2) 今後の融資制度のあり方について

事務局：（資料2、3に基づき説明）

【資料2：融資あっせん制度事業等の実績】の説明をする。「1：融資あっせん制度貸付状況（令和5年度）」では、前年に比べて大きく異なっている部分として、借換資金の申込件数があげられる。前年実行件数並みの申込件数がすでにきており、すでに融資制度を利用している事業者の資金調達の需要が高いと感じる。事業資金及び創業資金に関しては、概ね前年並みの実績となっている。

続いて、「2：セーフティネット等申請状況」について、令和5年4月1日から令和5年7月14日までを基準として、申請状況を前年比較したが、概ね前年並みの申請件数で推移している。

【資料3：物価高騰等対策融資あっせん制度の検討について（案）】の説明をする。令和5年度第1回融資検討委員会の中で頂いた意見をもとに、新たな融資あっせん制度の創設を検討している。今回の制度では、売上が増加しているが、利益が減少

している事業者への支援を目的としているため、売上総利益が前年同月比5%以上減少していることを利用条件とした。その他の制度内容については、資料3に記載している。据置期間や利用条件について、主に検討いただきたい。検討いただく際に、過去に臨時で実施した融資制度や他自治体の物価高騰等対策融資制度を参考にさせていただきたい。

委員長：

各委員から意見、質問を求める。

A委員：

据置期間12ヶ月について、事業者にとってメリットはあると感じるが、金融機関の視点からすると少し長いと感じる。12ヶ月の場合は、返済計画をしっかりと見ておく事が必要だと考える。

B委員：

据置期間12ヶ月について、少し長いと感じる。長くても半年ではないか。一方、事業者にとっては魅力的だと感じる。利用条件の5%という数字については、セーフティーネット5号に準拠した形としているので現状はこのままで良いと考える。個人事業主の場合、月次の利益を出すことが難しく、売上高を条件に加えるのも良いと考える。

C委員：

据置期間12ヶ月は長いほうが事業者にとってはありがたいが、現実的な資金繰りを考えると12ヶ月は少し長いと感じる。利用条件について、業種によって大きく状況が異なる為売上高を追加するかどうか慎重な検討が必要だと考える。

D委員：

物価高に関しての予測が難しく、また、他自治体でも12ヶ月ということもあり、据置期間は12ヶ月でも良いと考える。その他についても、事務局提案の内容から変更の必要はないと考える。

副委員長：

利用条件の5%という数字については、セーフティーネット5号に準拠する形としている。前回開催の委員会では、既存制度は充足しているという意見もあったが、経営を継続していくための融資制度にならなければならないと思っている。ゼロゼロ融資を創設することで、より幅広い支援ができるものと考えている。

委員長：

据置期間については12ヶ月以内ということにすれば事業者が任意で選択できる期間が長くなるため、幅を持たせるためにも12ヶ月で良いと考える。利用条件について、売上高を追加することは良いと考える。その他については、原案で検討していくことで良いかと思う。

A委員：

利用条件について、既に前年で苦しい事業者が多く、5%ではなく3%にするほうが利用できる事業者も増えると考え。また、単月比較だと経営状況の把握が難しいため、例えば延べ3ヶ月間の売上総利益にするのも良いと考える。

B委員：

業種によっては、月ごとの売上にばらつきがある為、連続性を持たせるのは良いと考える。物価高騰の影響を受け、商品単価を上げたことにより、売上が下がることもあるため、売上高を条件に追加するのも良いと考える。

C委員：

価格転嫁できずに経営状態が苦しい事業者は一定数いるため、売上高を追加することにより条件を緩和させることは良いと考える。

D委員：

最終的な判断は市がすることではあるが、条件を緩和させることにより間口を広げることは問題ないと考える。

副委員長：

利用条件については、間口を広げるため売上高については追加する方向で考える。5%という数字については、セーフティーネット5号準拠とすることで変更なし、据置期間についても、幅を持たせるためにも12ヶ月でいいのではと考えている。また、複数月の比較が良いという意見が出たが具体的に何か月で比較するのが良いか意見をいただきたい。

A委員：

前回のコロナ融資では2ヶ月だったので、今回も2ヶ月で良いと考える。

副委員長：

本日いただいた意見を踏まえた、新たな融資あっせん制度の内容について、後日、委員にメールで送付し、内容をご確認いただいた後、委員会の意見として確定としたいが異議はないか。

(異議なし)

3 その他

委員長：

事務局より意見を求める。

事務局：

本日の会議の会議録について、後日、委員にメールで送付し、内容をご確認いただ

いた後、必要に応じて修正し公開の手続を取りたいが異議はないか。

(異議なし)

委員長：

以上をもって、令和5年度第2回中小企業等資金融資検討委員会を閉会する。